

(9) 環境影響評価について

想定課題

国会等移転に当たっては、自然環境、生活環境への影響を予測し、それに対応した対策を講ずるべきではないか。

対応方向

国会等の移転に伴って行われる新都市の整備は、環境共生型の都市づくりを旨とするものではありませんが、一定規模の新規整備は必要であることから、当然、自然環境や生活環境への影響が想定されます。

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、開発事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について、事前に十分な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて必要な環境保全対策を講じるなど、事業実施に伴う環境への影響を極力低減するための制度であり、良好な環境を保全し、持続可能な社会を構築していくための重要かつ有効な手段として、現在その重要性は一段と高まっています。

こうしたことから、国においては、平成9年6月に環境影響評価法が制定され、県においても、平成11年3月に環境影響評価条例が制定されています。さらに、平成12年12月には新たな環境基本計画が閣議決定され、『戦略的環境アセスメント』検討の必要性が盛り込まれました。

戦略的環境アセスメントは、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが個別事業の計画策定段階ではじめて行われるのに対して、各個別事業策定の前提となる総合計画策定の段階から、環境への十分な配慮を計画に盛り込むことで、個別事業自体を環境に配慮したものにしていこうとする仕組みで、国土交通省が設置した「首都機能移転の環境に関する研究会」が、平成13年2月に行った提言でも、「環境の先導的な都市を目指すため、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きが実施されるより早期の新都市計画を具体化していく段階において、積極的に環境配慮を盛り込むための仕組みの一つである戦略的環境アセスメントの考えを適用し、計画の早期段階から適切な環境配慮を行うための仕組みを検討する必要がある」として、その実施の必要性を求めています。

栃木県では、既に自然環境基礎調査や、建築基準法改正に伴う地域特性基礎調査が実施されていますが、今後は、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて、国会等移転による那須地域の環境への影響を予測評価することも含め、自然環境と共生する都市づくりの方策等を検討していく必要があると考えます。

栃木県環境影響評価条例の概要

目的 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響評価等が適切かつ円滑に行われる手続き等を定めることにより、その事業に係る環境保全について適正な配慮がなされることを確保する。

対象事業 道路の新設、ダムの新設、住宅団地や工業団地の造成などの事業のうち、大規模な事業で環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業

環境基本計画（平成 12 年 12 月 12 日閣議決定）

2 1 世紀半ばを見通しながら、持続可能な社会構築のための環境面からの戦略を示し、2 1 世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにした。

2 1 世紀初頭における環境政策の展開の方向

・環境のための投資抜粋

「公共部門における投資が環境に及ぼす影響については、計画段階から予測調査を行い、その結果に基づき十分な環境保全対策を講ずることを基本とする。」

各種環境保全施策の具体的な展開

・戦略的プログラム（地球温暖化対策等 1 1 の戦略）から環境投資抜粋

「環境影響評価についてよりよい技術手法の確立等きめ細かい対応を行うとともに、戦略的環境アセスメント等の手法について検討を行う。」

戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment）

個別の事業計画に枠組みを与えることとなる政策や上位計画の段階で環境への影響を評価・把握し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続きである。我が国でも環境影響評価法の附帯決議において「国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること」と指摘され、環境省では、平成 10 年度から、「戦略的環境アセスメント総合研究会」を設置して、その制度化に向けて、国内外の関連制度の実施状況について総合的な調査研究を行っている。